

広島県告示第二百五十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

黄金山南加入区（広島市漁業協同組合）、黄金山南加入区（大河漁業協同組合）